

高浜町、早稲田大学および福井大学との スマートシェアリングタウンの実現に向けた連携協定の締結

2026年6月18日

関西電力株式会社

当社は本日、高浜町、学校法人早稲田大学（以下、早稲田大学）および国立大学法人福井大学（以下、福井大学）と、スマートシェアリングタウン^{※1}の実現に向けた連携協定（以下、本協定）を締結しました。

当社と早稲田大学は、2025年5月に包括連携協定を締結し、産学連携によるカーボンニュートラルに資する研究と、それらを活用した未来志向型まちづくりプロジェクトの実現等に取り組んでまいりました。

[[2025年5月9日](#) お知らせ済み]

本協定は、「未来志向型まちづくりプロジェクトの実現」に向けた取組みを推進すべく、高浜町をフィールドに、「まちづくり×エネルギー×モビリティ」をコンセプトとしたスマートシェアリングタウンの実現を目指し、研究・教育活動およびこれに伴う人材交流・育成等について、四者が連携・協力するものです。

また、本協定に基づく取組みの一環として、モビリティ分野の具体的な検討を進めるため、2026年6月20日および21日に高浜町で開催される「第39回全日本ライフセービング種目別選手権大会」において、グリーンスローモビリティ^{※2}やシェアサイクルキックボード等の利用者を対象に、シェアリングモビリティの利用ニーズや導入に向けた課題等を調査します。

当社は、産・官・学の多様なパートナーとの連携を通じて、地域の持続的な発展に取り組んでまいります。

- ※1：先進的なテクノロジーやインフラを活用して、人々がさまざまなリソース（物、空間、情報、エネルギー、サービスなど）を有効かつ効率的に共有し合うことを目的とした新しい都市や地域の概念。経済の活性化および様々な社会課題の解決を行いながら、利用者の利便性向上に繋がることとして期待されているモデル。
- ※2：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題や低炭素型交通の確立が期待される。

以上

別紙：早稲田大学、関西電力株式会社、高浜町および福井大学とのスマートシェアリングタウンの実現に向けた連携に関する協定書

早稲田大学、関西電力株式会社、高浜町および福井大学との
スマートシェアリングタウンの実現に向けた連携に関する協定書

早稲田大学カーボンニュートラル社会研究教育センター（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）と高浜町（以下「丙」という。）および福井大学地域創生推進本部（以下「丁」という。）は、スマートシェアリングタウンの実現に向けた、教育活動、研究活動などに関し、互いに支援・協力することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、教育活動、研究活動、国際的な学問的・文化的交流など、相互協力が可能な各分野において、甲、乙、丙および丁が互恵の精神に基づき、連携および協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定に基づき甲、乙、丙および丁が行う連携事業の内容は、次の各号に規定される事項、および今後合意され、書面により確認された事項のとおりとする。

- 一 スマートシェアリングタウンの実現に向けた研究協力活動
- 二 研究・教育とそれにかかる人材交流と育成
- 三 イベント開催に関する相互協力
- 四 その他、甲、乙、丙および丁が本協定の目的達成に資すると判断したこと

2 前項に掲げる連携事業の実施に係る詳細については、甲、乙、丙および丁の間で協議の上、必要に応じて別途契約等により定めるものとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 甲、乙、丙および丁の各機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、甲、乙、丙および丁の協議の上決定するものとし、その取扱いに関する詳細については、必要に応じて別途契約等により定めるものとする。

（個人情報取扱い）

第4条 甲、乙、丙および丁は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りではない。

- 一 本人の書面による事前の同意があるとき
- 二 法令が許容または義務付けるとき
- 三 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき

2 本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（機密情報の保持）

第5条 甲、乙、丙および丁は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、開示者から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に開示者の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって受領者に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを受領者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。

- 一 開示者から知得する以前に既に所有していたもの。
- 二 開示者から知得する以前に公知のもの。
- 三 開示者から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。

四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの。

五 法令等により開示を求められたもの。

3 機密情報の受領者は、機密情報を、本協定の目的のために必要な範囲内で弁護士、税理士、公認会計士及びその他の法令上の守秘義務を負う外部専門家に開示することができる。

4 機密情報の受領者は、機密情報を裁判所またはその他行政機関等（以下「行政機関等」という。）に対して開示する法令上の義務を負う場合、当該行政機関等に対し、機密情報を開示することができる。

5 機密情報の受領者は、機密情報の開示者から本協定の有効期間中に要求があった場合に、機密情報を廃棄しなければならない。ただし、機密情報が電子計算機に内蔵または付帯する記録媒体に記録されている場合等、その廃棄が困難なときは、廃棄の措置に代えて、消却の措置を講ずることができるものとし、また、法令若しくは受領者の内部規則により保管が必要な場合または社内システムに自動的にバックアップデータが保存される場合は、機密情報の廃棄または消却を行う必要はなく、本協定に基づく守秘義務を負うことを条件として機密情報を保管することができるものとする。

6 本条の規定は本協定終了後3年間存続する。

（損害賠償）

第6条 甲、乙、丙および丁は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害（間接損害、結果損害を含まない）にかぎり賠償の責任を負う。

（協定書に定めのない事項）

第7条 本協定書に定めのない事項、または本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、甲、乙、丙および丁にて協議の上これを決定する。

（通知）

第8条 本協定にかかる通知（本協定にかかる変更、報告、解除、申出、承諾等を含むがそれらに限られない）は、別途各当事者が書面により指定した場所に対し、書面（指定した場所として、ファクシミリ番号や電子メールアドレスが記載された場合は、ファクシミリや電子メールによる場合を含む）により行う。ただし、ファクシミリによる場合は、原本を送付するものとする。

2 通知は、実際に受領した時点で効力を発生する。ファクシミリによる通知は、原本が相当な期間内に送付されることを条件として、受信者の受信記録に記載された日時に効力を生じるものとする。電子メールによる場合、受領確認が電子メールで返信された場合に限り、本条の通知としての効力を発生する。ただし、本協定の変更・解除に関しては、電子メールによることができない。

（信義誠実の原則）

第9条 本協定は、甲、乙、丙および丁が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲、乙、丙および丁は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（協定の期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結日より2027年3月31日（以下、「有効期間満了日」という。）までとする。なお、この協定の有効期間満了日の3ヵ月前までに、甲、乙、丙または丁のいずれかから、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（協定の変更・終了・譲渡）

第11条 本協定は、第10条に定める協定の期間終了の場合を除き、有効期間内において、甲、乙、丙および丁の当事者の合意なく、変更または終了できないものとする。

2 本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

(裁判管轄)

第12条 甲、乙、丙および丁は、本協定およびこれに関連して締結される個別契約等に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、被告の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙および丁が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2026年6月18日

(甲) 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地

早稲田大学

ミッションオリエンテッド研究教育センター

カーボンニュートラル社会研究教育センター

統括所長 本間 敬之

(乙) 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力株式会社

ソリューション本部 企画部門

副本部長 井内 達彦

(丙) 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2

高浜町

町長 西嶋 久勝

(丁) 福井県福井市文京三丁目9番1号

福井大学地域創生推進本部

本部長 米沢 晋